

## 社会福祉法人蟹江福祉会評議員の報酬に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人蟹江福祉会の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

### (報酬の額)

第2条 報酬の額は次のとおりとする。

(1) 会議1回出席につき3,000円

(2) 評議員が評議員会出席以外の日において、法人及び事業所の運営のための業務にあたったときは、日額3,000円

### (出張旅費)

第3条 評議員が法人業務のため出張する場合には、旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する旅費の額は、社会福祉法人蟹江福祉会旅費規程によるものとする。

### (支給時期)

第4条 報酬の支給については、原則として出席したその日に支給する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規則は、平成29年6月23日から施行する。

### 附 則

この規則は、令和元年12月16日から施行する。

### 附 則

この附則は、令和2年3月5日から施行する。